

令和8年度豊中駅周辺再整備構想実現化推進支援業務委託 仕様書

1. 目的

豊中市では、令和3年(2021年)9月に豊中駅周辺再整備構想(以下、「再整備構想」という。)を策定し、平成9年(1997年)に行政と市民との役割分担や協働のあり方を明確にした「豊中駅前のまちづくりについて(基本方針)」から優先的に取り組むべき内容を取りまとめた。

また、令和7年(2025年)2月には、再整備構想のこれまでの取り組み(フェーズ1)と今後の取り組み(フェーズ2)のイメージを示した豊中駅周辺再整備構想(中間とりまとめ)をまとめ、令和8年(2026年)3月には、「豊中駅周辺再整備構想の実現に向けて」を作成し、今後、取り組むべき方向性を示した。

本業務委託は、再整備構想の実現に向け、事業内容の検討及び関係者等との調整など実現化の推進を目的とする。

2. 概要

(1) 委託期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

(2) 検討場所(詳細は別添位置図のとおり)

豊中市本町1丁目地内外(再整備構想に係るエリア内)

3. 業務内容

これまでの検討内容及び関係者との協議内容を踏まえ、以下の事業内容の検討を行う。

- ・面的整備に向けた条件整理
- ・事業スキーム
- ・想定スケジュール

4. 成果品

- | | |
|----------------------|----|
| ・紙媒体(検討資料、各会議資料・記録等) | 1部 |
| ・電子媒体(CD-RまたはDVD-R) | 1式 |
| ・その他、市が必要と認めたもの | |

5. 納期及び納品場所

- ・納期 令和9年(2027年)3月31日まで
- ・納品場所 豊中市 都市計画推進部 都市整備課

6. その他

- (1) 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定めること。
- (2) 受注者は、本業務を一括して他に委託または請負わしてはならない。
- (3) 初回及び成果品納品時の打合せには、管理技術者が立会うこと。
- (4) 本仕様書に明記していないものであっても、本業務遂行上必要な事項については、市担当者と協議の上、実施しなければならない。

- (5) 本業務の実施中に疑義が生じた場合は、遅滞なく市担当者と打合せを行い、その結果については「打合せ簿」に明記しなければならない。
- (6) 本業務に当たっては、市担当者の指示に従い、誠意を持って完了させること。
- (7) 本業務が完成した際には、その成果品について本市の検査を受けなければならない。
これに不備等があった場合は、指定期日までに修正の上、再度納品すること。
- (8) 個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を順守し、業務上知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。
- (9) 受注者は、貸与されたデータ及び資料等は、本業務以外には使用出来ない。また、業務完了後、速やかに本市へ返却すること。
- (10) 貸与図書等の保管、その他一切の責任は受注者が負い、万一紛失または破損等の事態が生じた場合は、本市の要求する方法で賠償するか、修理を行い返却すること。
- (11) 成果品の権利は、市に帰属する。
- (12) 受注者は、不当介入に対する報告・届出等について、以下①～④を順守すること。
- ①受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求または契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- ②報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。
- ③受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- ④報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。
- (13) 受注者は、豊中市暴力団排除条例を順守すること。
豊中市暴力団排除条例の施行（平成25年10月1日）に伴い、受注者は、契約金額が500万円以上となる元請負人及び下請負人等が暴力団員または暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となるので、該当する場合は提出すること。
元請負人の誓約書は、契約書提出時に担当課へ提出し、下請負人等の誓約書は、下請負契約等を締結する際に元請負人を通じて担当課へ提出すること。